

平成

五條市議会第一回三月定例会会議録(第四号)

二十四年

平成二十四年三月二十三日(金曜日)

議事日程(第四号)

平成二十四年三月二十三日 午前十時開議

第一 議第一 議第二号 五條市暴力団排除条例の制定について

議第三号 五條市暴力団排除条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議第六号 半島振興対策実施地域指定等に係る市税の特別措置条例及び五條市企業立地の促進等に係る市税の特別措置条例の

一部改正について

議第七号 五條市立公民館条例の一部改正について

議第八号 市立五條文化博物館条例の一部改正について

議第十八号 平成二十三年度五條市一般会計補正予算(第七号)議定について

第二 議第十三号 五條市営住宅条例の一部改正について

議第十六号 五條市西吉野交流促進センターに係る指定管理者の指定について

議第十七号 五條市阿田峯公園に係る指定管理者の指定について

議第十九号 平成二十三年度五條市国民健康保険特別会計補正予算(第一号)議定について

議第二十二号 平成二十三年度五條市介護保険特別会計補正予算(第二号)議定について

議第二十四号 平成二十三年度五條市水道事業会計補正予算(第二号)議定について

第三 議第九号 五條市乳幼児医療費助成条例の一部改正について

議第十一号 五條市介護保険条例の一部改正について

- 議第二十五号 平成二十四年度五條市一般会計予算議定について
- 議第二十六号 平成二十四年度五條市国民健康保険特別会計予算議定について
- 議第二十七号 平成二十四年度五條市簡易水道特別会計予算議定について
- 議第二十八号 平成二十四年度五條市下水道事業特別会計予算議定について
- 議第二十九号 平成二十四年度五條市墓地事業特別会計予算議定について
- 議第三十号 平成二十四年度五條市介護保険特別会計予算議定について
- 議第三十一号 平成二十四年度五條市大塔診療所特別会計予算議定について
- 議第三十二号 平成二十四年度五條市農業集落排水事業特別会計予算議定について
- 議第三十三号 平成二十四年度五條市後期高齢者医療特別会計予算議定について
- 議第三十四号 平成二十四年度五條市水道事業会計予算議定について
- 第四 同第一号 五條市公平委員会委員の選任について
- 第五 同第二号 五條市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第六 選第二号 五條市選挙管理委員会の委員及び同補充員の選挙について
- 第七 発議第一号 五條市議会委員会条例の一部改正について
- 第八 発議第二号 基礎自治体への円滑な権限移譲に向けた支援策の充実を求める意見書について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(十三名)

一番	福
二番	山
三番	吉
	田
	口
	雅
	耕
	司
	範
	実

欠席議員（一名）

説明のための出席者

市長
副市長
教育長
市長公室長
総務部長
都市整備部長
生活産業部長
健康福祉部長

太田好紀
丸谷昭典
堀内伸起
吉田辰雄
下村洋次
森本三三
櫻井元三
森本三三
本井敬三
森本敏弘

四番 堀川浩美
六番 川村家廣
七番 藤富美子
八番 池上輝恵
九番 益田吉博
十番 山田澄雄
十一番 峯林宏政
十二番 花谷昭典
十四番 大谷龍雄
十五番 田原清孝

十三番 土井康嗣

事務局職員出席者

上下水道部長	辻	本	衡	司
消防長	窪		佳	秀
教育部長	檜	内	成	吉
会計管理者	町	口	正	治
西吉野支所長	小	窪	美	男
大塔支所長	山	田	善	久
監理管財課長	新	井	健	夫
企画財政課長	福	塚	勝	彦
秘書課長	菊	谷	眞	宜
庶務課長	上		孝	男
事務局長	乾			旬
事務局次長	藤	谷	光	
事務局係長	笹	谷		豊
事務局主任	馬	場	由	美
速記者	柳	ヶ	五	美

午前十時一分再開

○議長（益田吉博）ただいまから、去る九日の散会前に引き続き本会議を再開いたします。

土井康嗣議員から欠席届が出ております。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の日程につきましては、お手元に配布済みのとおりであります。

配布漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（益田吉博） 日程第一、議第二号、議第三号及び議第六号から議第十八号の六議案を一括して議題といたします。

本案につきましては総務文教常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので委員長に報告を求めます。総務文教常任委員会山口耕司委員長。

〔総務文教常任委員長 山口耕司登壇〕

○総務文教常任委員長（山口耕司） 議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま議題となりました議第二号、議第三号、議第六号、議第七号、議第八号及び議第十八号の六議案につきまして、総務文教常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、去る、三月九日の本会議において当委員会に付託され、十三日、午前十時から開会いたしました委員会において、それぞれ提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

初めに、議第二号、五條市暴力団排除条例の制定につきましては、奈良県暴力団排除条例が平成二十三年七月一日から施行されたことに伴い、本市においても暴力団の排除を推進し、市民の安全で平穏な生活を実現するとともに、社会経済活動の健全な発展に寄与する必要があるため本条例を制定することなど、当局の説明により了承した次第であります。委員から、暴力団員等であるかの見極めについてただしたのに対し、「公の施設等の使用申請のときに、言葉遣い等により暴力団員等と疑わしい場合は、申請を受け付けた後にその内容を警察に情報提供し、その内容により警察が判断する。」との答弁がございましたが、「見極めは警察しかできないので、条例に警察の責任を明確にすべきである。」との意見がありました。委員から、条例第六条の市の事務及び事業における措置についてただしたのに対し、「暴力団排除に關しては、まず法律があり、それに基づき奈良県条例があり、県条例適用外となる市の事務及び公の施設からの暴力団排除措置が必要のため、このような表現とした。」との答弁がありました。次に、社会的に非難されるべき関係についてただしたのに対し、「暴力団に資金を提供したり、暴力団の威力を利用したりする関係にとどまらず、そのような関係になるおそれがある密接な交際や暴力団の威力維持拡大につながる関係である。」との答弁がありました。また、暴力団関係の名簿についてただしたのに対し、「市が得ている情報は、本市に一組織、数名が存在し

ていると聞いているが、名称等は情報提供していただけない。」との答弁がありました。

次に、議第三号、五條市暴力団排除条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、五條市暴力団排除条例の施行に伴い、市の公の施設について、それぞれ所要の改正を行うことなど、当局の説明により了承した次第であります。委員から、暴力団等に公の施設使用の排除を目的とした既存の条例についてただしたのに対し、「今回の暴力団排除条例の施行に基づき各関係条例の文言を統一する。」との答弁がありました。

次に、議第六号、半島振興対策実施地域指定等に係る市税の特別措置条例及び五條市企業立地の促進等に係る市税の特別措置条例の一部改正につきましては、特別措置を受ける納税義務者の申請事務等の利便性向上を図るため本条例の一部を改正するもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、申請した期間内の事業者の廃業や移転等の対応についてただしたのに対し、「申請内容に変更があった場合には届出義務も規定しているので、情報収集も行い対応してまいります。」との答弁がありました。

次に、議第七号、五條市立公民館条例の一部改正につきましては、五條市公民館運営審議会の委員の任命基準を定めることなど社会教育法の一部改正及び五條市暴力団排除条例の施行に伴い所要の改正を行うもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、審議会の委員の定数についてただしたのに対し、「委員の定数は二十人以内と定めている。」との答弁がありました。

次に、議第八号、市立五條文化博物館条例の一部改正につきましては、市立五條文化博物館協議会の委員の任命基準を定めることなど博物館法の一部改正に伴い所要の改正を行うもので、当局の説明により了承した次第であります。

次に、議第十八号、平成二十三年五條市一般会計補正予算（第七号）議定につきましては、退職手当四億七千三百四十万七千円、基金積立金五千三百七十九万円、南和広域医療組合出資金二億六千九百五十五万円等の増額及び子ども手当の更正減六千八百六十万円等で総額八億二千二百二十一万三千円を追加し、その財源は、県支出金、繰越金、市債等で賄い、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ百八十三億二千一百三十一万一千円とする歳入歳出予算の補正及び繰越明許費並びに地方債の補正をするもので、当局の説明により了承した次第であります。各委員から次のような質疑がありました。

初めに、消防救急デジタル無線の通信範囲についてただしたのに対し、「消防本部、分署、出動隊、出動車両、消防機関の所有する携帯無線の範囲で消防関係機関内となる。」との答弁がありました。が、停電した場合の対応についてただしたのに対し、「各基地局に自家発電設備を設置する予定で、自家発電設備が稼働している時間は通信可能である。」との答弁がありました。

次に、奈良県消防の広域化の議案提出の時期についてただしたのに対し、「奈良市と生駒市が脱退し、十一消防本部で県を中心に広域化に

向けて部会や小委員会で議論している。細部の費用については各部会で議論し、その後それぞれ議会に報告することになる。現在のところ、議会にいつ提出できるかわからないが、消防広域化に向けての全ての内容が決まり、その時期がくれば報告させていただく。」との答弁がありました。また、「奈良市や生駒市が脱退したのは、広域化した場合の負担金が単独で運営するより高くなるなどの試算によるもので、二市が脱退することで、五條市の負担はより多くなると思われる。速やかに負担額の試算をしていただき、五條市としての対応を協議できるようにしてもらいたい。」との意見とともに、全国瞬時警報システムについてただしたのに対し、「他国からの弾道ミサイル情報や津波、緊急地震情報など、時間的余裕のない事態が発生した場合に人工衛星を用い、主として内閣官房、気象庁から総務省、消防庁を経由して各自自治体の防災機関に瞬時に情報を送るシステムであり、現在五條市では危機管理課に設置している。」との答弁がありました。

次に、介護保険特別会計繰出金についてただしたのに対し、「介護保険システム改修費に係る市の負担分を、一般会計から繰り出すものである。」との答弁がありました。

次に、県の介護保険財政安定化基金についてただしたのに対し、「介護保険財政安定化基金については、交付予定額の通知を受けており、第五期介護保険事業計画の保険料軽減の財源として使わせていただく。」との答弁がありました。

次に、災害対策費の備品購入費についてただしたのに対し、「西吉野管内三箇所、大塔管内一箇所の四箇所の分である。」との答弁がありました。

次に、南和広域医療組合の出資金についてただしたのに対し、「県と一市三町八村の出資金の合計が十億円で、そのうち五條市の負担分が二億六千九百五十五万円である。」との答弁がありました。さらに、出資金とは別に毎年の負担金についてただしたのに対し、「平成二十四年度の五條市の負担金として二千四百万円程度計上している。」との答弁がありました。

こうして、当委員会に付託された本案につきましては、慎重審査を経て、それぞれの議案について採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

ありがとうございます。

○議長（益田吉博）この際、議員各位に申し上げます。

委員長報告に対する質疑は審査の経過及び結果についてであり、議案についての質疑は去る九日に行いました議案審議において既に終了しております。

ただいまの総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては、討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は討論を省略することに決しました。

これより本案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。ただいま総務文教常任委員会委員長から報告がありましたとおり、本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（益田吉博）次に日程第二、議第十三号、議第十六号、議第十七号、議第十九号、議第二十二号及び議第二十四号の六議案を一括して議題といたします。

本案につきましては厚生建設常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。（「議長、意見調整のため、休憩願います。」の声あり）

○議長（益田吉博）今、池上議員から意見調整のために暫時休憩ということでございますけれども、いかがですか。（「何のための意見調整ですか。理由は何ですか。」の声あり）

○議長（益田吉博）池上議員。

○八番（池上輝雄）意見調整のためでございます。（笑声）（「意見調整のための理由を言うてもらわな、さっぱりわかれへん。」の声あり）

○議長（益田吉博）お諮りいたします。池上議員から暫時休憩という意見でございますけれども、賛成の方、おられますか。（議場に声あり）

（問）

○議長（益田吉博）お静かに願います。

二人以上の賛成者がおりますので、この動議を議題といたします。

お諮りいたします。この動議のとおり決することに御異議ございませんか。（「六番」の声あり）川村議員。

○六番（川村家廣）これは内容をつけて賛成を諮ってもらうのが当然とちがいますんかな。内容なしで意見調整のため休憩って、トイレ休憩とかだったらわかるけれども……。まだ厚生委員報告もしていないのにね、なんでかわかりませんが。そんなあるんかな。内容もなしに、意見調整のためって……。

○議長（益田吉博）ほかに御異議ございませんか。――。

起立により採決いたします。（議場に声あり）

（ 間 ）

○議長（益田吉博）池上議員の休憩につきまして、動議が成立いたしました。これを起立により採決いたしましたと思います。

休憩することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（益田吉博）起立少数でございますので、否決といたします。（「一番」の声あり）一番福塚議員。

〔厚生建設常任委員長 福塚 実登壇〕

○厚生建設常任委員長（福塚 実）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま議題となりました議第十三号、議第十六号、議第十七号、議第十九号、議第二十二号及び議第二十四号の六議案につきまして、厚生建設常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、去る、三月九日の本会議において当委員会に付託され、十二日、午前十時から開会いたしました委員会において、それぞれ提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

初めに、議第十三号、五條市営住宅条例の一部改正につきましては、公営住宅の整備基準の規定など公営住宅法の一部が改正されたため、本条例の一部を改正するもので、当局の説明により了承した次第であります。第六号第二号の同居収入基準額の改正前の基準額についてただしたのに対し、「今までは十五万八千円であった。」との答弁がありました。また、委員から、公営住宅法施行令第六号第一項について説明を求めたのに対し、「公営住宅法第二十三条に規定する政令で定める者は、六十歳以上の者、障害者基本法で規定する障害者及び戦傷病者特別援護法で定める戦傷病者で国土交通省令で定める程度の者、原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定者、生活保護を受けている

者、海外からの引揚者である者、ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律に規定するハンセン病療養所入所者、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に規定する被害者となっている。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第十六号、五條市西吉野交流促進センターに係る指定管理者の指定につきましては、平成二十一年七月一日から有限会社西吉野産直組合を指定管理者と定めた指定の期間が平成二十四年三月三十一日で満了することに伴い、次期指定管理者の募集を二回にわたって行ったが応募がなかったため、指定管理者の候補者の選定の特例に基づき、財団法人大塔ふる里センターを平成二十四年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの期間、指定管理者として指定するもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、公募して応募がなかった場合の旧五條市内の施設の取扱い等についてただしたのに対し、「こんぴら館については、五條市西吉野交流促進センター条例施行規則第五条の指定管理者の候補者の選定の特例としての位置付けをしている。また、せっかくの施設を閉めておくのも不合理で、有効に使いたい。旧五條市内の施設については、それぞれの条例、規則で対応することになっている。」との答弁がありました。また、委員から、指定管理委託料等についてただしたのに対し、「物を売るだけでは採算がとれないし、人件費も出ない。知恵を絞って、今後財団法人と相談しながら今までにない工夫をして進めてまいりたい。」との答弁がありました。委員からは、「指定管理者を募集して応募がない場合は、市が出資している財団法人に持っていくのではなく、その原因と募集方法も研究していただきたい。指定管理委託料が五十万円では、何もさせられないし、もう少し検討すべきである。」等の意見がありました。本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第十七号、五條市阿田峯公園に係る指定管理者の指定につきましては、平成二十一年十月一日から社会福祉法人三寿福祉会を指定管理者と定めた指定の期間が平成二十四年三月三十一日で満了することに伴い、次期指定管理者の募集を二回にわたって行ったところ二団体から応募があり、本年一月十七日に選定委員会を開催した結果、特定非営利活動法人大和社中から申請の辞退があったため、五條市上野公園等条例施行規則第七条の規定に基づき、グリーンングラウンドシステムグループ（GSグループ）を平成二十四年六月一日から平成二十七年三月三十一日までの期間、指定管理者として指定するもので、審査の冒頭に委員から資料要求の申出があり、関係資料配布後に審査を行いました。

委員から、特定非営利活動法人大和社中が辞退した理由についてただしたのに対し、「辞退は大和社中全員の総意であり、その理由は大和社中内部の事情であるとのことであった。」との答弁がありました。委員から、指定管理者候補者審査集計表の新規参入申請者該当加点に

ついでにただしたのに対し、「多くの法人・個人が指定管理を受けて雇用の確保をさせていただくという考えから新規参入の申請者に十五点を加算して運用している。同じ業者が二箇所以上の施設の指定管理者にならないように加算点数を定めた。」との答弁がありました。更に委員から、「指定管理者の募集をしていることを市民は知らないのではないか。また、募集の仕方によっては、より多くの企業が応募してくれるのではないか。今後検討して、指定管理者の募集について広く、わかりやすい公募方法を考えてほしい。」との意見がありました。

委員から再度資料要求の申出があり、資料作成のため午前十時四十二分に休憩に入りました。

午前十時五十三分に審査を再開し、委員から、大和社中が辞退し、G Sグループに決定した選定の経緯についてただしたのに対し、「二者を比べると採点合計に開きはあるが、指定管理申請者のプレゼンテーションで第一順位を決めるという制度の下で、指定管理の選定委員会を運用しているので、大きな点数の開きがあった場合にどのように対応するか細部については決めていない。G Sグループが百点満点に換算して五十点又は六十点を切るという結果であれば第二順位として挙げるときに議論されていたと考えている。改善すべき点があることは認識しているが、今回、特段不適格であるという認識はなかった。」との答弁がありました。選定委員についてただしたのに対し、「今回のような第二順位の取扱いを明文化しておらず、選定委員に、こういう場合を想定してお願いましたことがないので、今回を教訓として、起り得ること全てを想定して、採点をしていただき、出てきた点数に関しての取扱いは、細部についてまで徐々に精度の高いものにしてまいりたい。」との答弁がありました。また、委員から、指定管理者への指定管理委託料の支払方法についてただしたのに対し、「一年間を四半期に分けて三箇月分の委託料を後払いで支払をしている。」との答弁がありました。委員から、G Sグループの財務内容及び指定管理委託料についてただしたのに対し、「募集要項では、申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書又は決算書を添付することになっているが、当該団体は平成二十三年四月に設立した団体なので書類の提出はできないとなっている。また、辞退した大和社中の金額よりG Sグループの提示金額の方が高いのは事実であるが、そのまま挙げないと仕方がないと考えている。」との答弁がありました。委員から、大和社中が辞退したことにより、第二順位のG Sグループが指定管理者になることの事務手続についてただしたのに対し、「今回の応募は二者で、一位が辞退すれば残りは一つしかない。再募集をするには、最初の募集のときに五條市の指定管理者の選定委員会の進め方を事前に周知した上で運用していかなければ難しいと考える。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て起立による採決の結果、賛成少数により否決すべきものと決定いたしました。

次に、議第十九号、平成二十三年度五條市国民健康保険特別会計補正予算(第一号)議定につきましては、療養給付費負担金等返還金二千六百八十万二千円、国保連合会負担金百六万九千円等の総額三千二十九万一千円を追加し、その財源を前年度繰越金で賄い、歳入歳出予算の

総額を歳入歳出それぞれ四十四億八千四百二十九万一千円とするもので、当局の説明により了承した次第であり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第二十二号、平成二十三年度五條市介護保険特別会計補正予算（第二号）議定につきましては、電算処理委託料八百十二万円及び人事異動等に伴う共済費七十八万二千円の総額八百九十万二千円を追加し、その財源を国庫支出金及び一般会計繰入金で賄い、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ三十三億五千九百七十六万三千円とする歳入歳出予算の補正並びに繰越明許費の補正をするもので、当局の説明により了承した次第であり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第二十四号、平成二十三年度五條市水道事業会計補正予算（第二号）議定につきましては、収益的支出において企業債利息六十七万八千円を減額し、資本的支出において企業債償還金十八万七千円を増額する補正をするもので、当局の説明により了承した次第であり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、付託議案の審査終了後、当局から、大塔保育所の今後の方向性について報告を受けた次第です。
以上、御報告申し上げます。

ありがとうございます。

○議長（益田吉博）ただいまの厚生建設常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、大谷龍雄議員の発言を許します。十四番大谷龍雄議員。

〔十四番 大谷龍雄登壇〕

○十四番（大谷龍雄）それではただいま厚生建設常任委員長長の報告の中でございました議第十七号、五條市阿田峯公園に係る指定管理者の指定についてのみの反対討論を行いたいと思います。

議第十三号、議第十六号、議第十九号、議第二十二号、議第二十四号は賛成させていただきます次第であります。

反対討論の内容を申し上げます。

委員長報告にもありましたように、この議第十七号、五條市阿田峯公園に係る指定管理者の指定につきましては、二回募集されて、そして応募された業者が大和社中さん、それとGGSグループさんの二者であったわけでありまして、この二者から出された申請書に基づい

て審査をしていただいたわけでありますけれども、その審査内容を厚生建設常任委員会で提出されました資料に基づきまして説明をいたしますと、審査基準一、事業計画書の内容が市民の平等な利用を確保することができるものであるかどうかにつきましては、五十点満点中、大和社中さんは四十二点、G Sグループさんは三十八点であります。審査基準二番、事業計画書の内容が、最少の経費で指定管理者管理公園の阿田峯公園ですね、公園の効用を最大限に発揮できるものであるかどうかにつきましては、百点満点中、大和社中さんが八十八点、G Sグループさんが七十二点。審査基準三、事業計画書の内容が最少の経費で指定管理者管理公園の適切な維持管理を図ることができるものであるかどうかにつきましては、二百五十点満点中、大和社中さんが二百三十点、G Sグループさんが百六十点。審査基準四、申請者が事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人員、資産、その他の経営の規模及び能力を有しているかどうかにつきましては、百点満点中、大和社中さんが八十六点、G Sグループさんが五十六点ということになります。この最後の審査につきましては、百点満点中G Sグループさんは五十六点しか挙がっていないわけですね。

この審査の内容につきましては、私の想像におきましては、管理を安定して行うための資産、その他の能力を有しているかどうかという点で見ますと、G Sグループさんの申請書の中の資本金又は基本財産はどうかという欄には白紙ですね、何も書いていないわけですね。資本金又は基本財産の問いには白紙で提出されておるわけですね。私の推理としては多分このことが関係してこの点数は百点満点中、大和社中さんは八十六点だったけれども、G Sグループさんは五十六点しかないということになったんだと私は判断するわけであります。

そして審査基準四点の総合点を報告しますと、五百点満点中、大和社中さんは四百四十六点ですけれども、G Sグループさんは五百点満点中、三百二十六点しかないわけですね。そして委員長説明にもありましたように、新規参入申請者該当加点を追加加点しても、大和社中さんが第一順位となつて候補者になり、G Sグループさんは第二順位で入らなかつたという審査の内容であります。

同時に指定管理料の件ではどうかと言いますと、この阿田峯公園の指定管理料の市の指定額は四千五百八十万であります。これに對しまして、大和社中さんは四千万円、G Sグループさんは四千四百五十万ということで、大和社中さんとの差は三百五十万円もついているという状況でありますけれども、こんな中で、大和社中さんが申請を辞退されたわけでありまして、この件についても答弁でもはっきりしておりませんけれども、やはり推理、疑問が、そして不信が広がるような状況になつていっているわけであります。

したがいまして、こういった候補者になられた方が辞退した後の業者が余りにも審査基準の点数が低い場合はどうするかということについては、厚生建設常任委員会の答弁の中でも、まだ決めていないということでありまして、将来は根拠立った基準を決めることが必要ではないかなというふうに意見を申し上げておきたいと思つています。

以上、申し上げましたように、審査基準点数でもやはり少ない点数であり、指定管理料についても辞退された大和社中さんよりも三百五十万も多いGGSグループさんに、この阿田峯公園を指定管理していただくということは、私は不適切であるという考え方から、委員長報告の中の議第十七号、五條市阿田峯公園に係る指定管理者の指定についてのみ反対させていただく次第であります。

○議長（益田吉博）以上で討論を終結いたします。

これより本案を議案ごとに採決いたします。

初めに、議第十三号、五條市営住宅条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する厚生建設常任委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（益田吉博）次に、議第十六号、五條市西吉野交流促進センターに係る指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する厚生建設常任委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（益田吉博）次に、議第十七号、五條市阿田峯公園に係る指定管理者の指定についてを採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

本案に対する厚生建設常任委員会委員長の報告は、否決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（益田吉博）起立少数であります。
よって本案は否決されました。

○議長（益田吉博）次に、議第十九号、平成二十三年度五條市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）議定についてを採決いたします。
本案に対する厚生建設常任委員会委員長の報告は、可決であります。
お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（益田吉博）次に、議第二十二号、平成二十三年度五條市介護保険特別会計補正予算（第二号）議定についてを採決いたします。
本案に対する厚生建設常任委員会委員長の報告は、可決であります。
お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（益田吉博）次に、議第二十四号、平成二十三年度五條市水道事業会計補正予算（第二号）議定についてを採決いたします。
本案に対する厚生建設常任委員会委員長の報告は、可決であります。
お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（益田吉博）次に日程第三、議第九号、議第十一号及び議第二十五号から議第三十四号までの十二議案を一括して議題といたします。

本案につきましては、予算審査特別委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。予算審査特別委員会川村家廣委員長。

〔予算審査特別委員長 川村家廣登壇〕

○予算審査特別委員長（川村家廣）おはようございます。

ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま議題となりました議第九号、議第十一号及び議第二十五号から議第三十四号までの十二議案につきまして、予算審査特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本特別委員会は、三月九日の本会議におきまして、平成二十四年度の各会計予算案及び予算関連議案について慎重審議を期するため設置され、各議案が本特別委員会に付託されました。

委員には、花谷昭典議員、山田澄雄議員、池上輝雄議員、藤富美恵子議員、吉田雅範議員、山口耕司議員と私、川村家廣の七名が選任され、本会議散会後の委員会におきまして、委員長に私、川村家廣が、副委員長に山田澄雄委員がそれぞれ互選され、審査に入り、審査日程については十四日から十六日までの三日間とすること、並びに審査順序と審査方法等について協議しました。

なお、予算関連議案の議第九号は一般会計の民生費で、議第十一号は介護保険特別会計で提案者の説明を受け審査を行いました。

以下、十四日に開会いたしました審査の結果と概要を報告いたします。

初めに、総括質問を行いました。

総括質問の概要につきましては、次のとおりであります。

一 平成二十年九月一日から市役所本庁舎及び各支所等で建物内禁煙を実施しているが、喫煙室を設置することについてただしたのに対し、「屋外で喫煙所を設け、市民と職員の喫煙場所を決めている。喫煙マナーを徹底することも含め善処していくが、健康増進法が施行され受動喫煙の防止が義務付けられていることなど、現状では難しい。」との答弁がありました。市たばこ税が一億九千万円もの収入があることなど再度ただしたのに対し、「喫煙室の中でたばこを吸うのも健康によくないし、換気扇から煙が出る状況を想定すると現時点では無理である。現在の喫煙場所で、創意工夫できるように検討してまいりたい。」との答弁がありました。

二 ごみの広域処理に関して、五條市が御所市、田原本町と環境衛生事務の協議を進めていく過程で、協議が折り合わなかった場合や、将来組合を脱退するとなったときの違約金についてただしたのに対し「議会の理解を得て進んでおり、いろんな議論はあったが当然前向きに進める。二市一町でスクラムを組んで協議を行い、より良い方向に進めるように議員と理事者とで進めてまいりたい。違約金については、一部事務組

合ができてから、その中で明記されるのではないかと思う。」との答弁がありました。委員から、御所市の地元への環境対策費及び環境衛生事務組合への負担金についていただいたのに対し、「御所市、田原本町の中でいろんなうわさが飛び交っていることは私も知っている。五條市の環境対策費は全く決まっていない話であり、これから協議を進めていくことなので、市民に御理解を得られる形で、議員と連携を取りながら進めてまいりたい。環境衛生事務組合負担金の予算は三千三百二十二万四千円計上しているが、人件費については二名分、平成二十四年度事業の国庫補助金等を差し引いた残りを二市一町のごみ処理量の実績と均等割によって負担割合を算定している。」との答弁がありました。

三 学校施設の防災機能向上に活用できる財政支援事業の中のマンホールトイレについていただいたのに対し、「マンホールトイレを導入する自治体が阪神・淡路大震災以降増加しているが、下水道管本体の耐震性が懸念されており、下水道管が破損するとトイレとして機能しない。また、水の確保が重要であることからプールの周辺が理想と考えるが、別に下水道に枝管をつなぐ必要がある。」との答弁がありました。委員から、耐震性のある下水道管理設工事についていただいたのに対し、「平成三年の公共下水道供用開始当時のものに耐震性は言われてなかったが、最近では耐震性のあるものを使っている。また、マンホールトイレの整備については下水道課としても検討しているところである。」との答弁がありました。委員から、国の財政支援制度についていただいたのに対し、「公立学校の施設整備に関する防災対策事業で各種ある。地震に対しては、建物の改築、内部改造、耐震補強、大規模改造等があり、補助率は原則二分の一から三分の一となっている。」との答弁がありました。

四 中学生の通学費補助についていただいたのに対し、「平成二十三年度まで六万円を超える部分について市が補助を行ってきたが、平成二十四年度からは、コミュニティバスの小学生無料化に伴い、小学生の減額分一万七千円を差し引いた四万三千円を超える部分について市が補助をすることとしたことにより百二十八万円を通学費補助として予算計上した。」との答弁がありました。委員から、今後の中学生の通学費の無料化についていただいたのに対し、「子供たちがより通学しやすい状況を作り出していくことを考えなければいけないが、財政上の関係もあるので、随時検討して進めてまいりたい。」との答弁がありました。

五 農産物の地域ブランド化の取組についていただいたのに対し、「近年、地域ブランド化は非常に盛んになってきている。先進地の取組等を勉強している中、日本一の柿のブランド化については五條市の柿、西吉野の柿、奈良の柿などの名称の取扱いや、個人や農事組合法人などの組織的な問題などがあり進んでいないが、今後、量的なものや質的なるものを併せて協議しながら商標登録できるよう調整をしてまいりたい。」との答弁がありました。委員から、準備会等の立ち上げについていただいたのに対し、「柿以外にもいろいろ考えられるが、準備会等を立ち上げながら、まずは方向性を示して、一つ一つブランド化に向けて、行政と生産者が一体となって取り組んでまいりたい。」との答弁がありました。

六 奈良交通株式会社に対する各路線の補助金についてただししたのに対し、「路線バス運行維持対策費補助金として二千六百七十九万四千円計上している。その内訳は、五條城戸線、野原循環線、五條西吉野線、十津川線、大淀五條線の五路線である。」との答弁がありました。

委員から、関係資料の要求があり、午前十一時三十三分に休憩をしました。

午前十一時三十九分から総括質問を再開し、委員から、地域公共交通の予算額についてただししたのに対し、「デマンドタクシー四路線で一千七百九十万円、コミュニティバスの五條コース、西吉野コース、大塔コースと新規で計画している路線も入れて二千二百四十万円を予定している。また、路線バス運行維持対策費補助金二千六百七十九万四千円と新規路線の小型バス購入費四百二十万円、全体で約七千百万円である。」との答弁がありました。また、「地域公共交通全てを運営するには、厳しい予算額である。」との意見とともに五條市公共交通アンケート調査結果資料の要求があり、配布されました。

昼食のため午前十一時四十九分に休憩をし、午後一時三十分から総括質問を再開しました。

休憩前に引き続き委員から、地域公共交通の新たな対策を検討する予算措置についてただししたのに対し、「緊急雇用対策事業の事務費を活用し、三十万円と少額ではあるが専門家の意見を聞くための予算を計上している。」との答弁がありました。

七 法定外公物の周知についてただししたのに対し、「いわゆる里道・水路の払下げの件については、特に周知はしていない。」との答弁がありました。また、市のホームページに掲載する方法により周知してもらいたいとの意見とともに、私道がいつの間にか市道となって固定資産税の減免も受けていない市民がいることについてただししたのに対し、「具体的な市道の場所、氏名等がわかれば、追跡調査をして適正に対応する。また、固定資産税については地方税法の規定により五年遡及して還付の手続きをとることができる。」との答弁がありました。

八 新し尿処理施設建設に係る環境整備についてただししたのに対し、「地元住民で意見調整中であり、まず、地元の要望が挙がってきてから検討することになる。」との答弁がありました。

九 市営住宅の増改築についてただししたのに対し、「基本的には、増改築をした方に入居時の状態に戻していただくことになる。」との答弁がありました。また、増改築をした方が不明な場合についてただししたのに対し、「今まで放置してきた行政の怠慢であり、今後調査をし、違法増改築については、弁護士とも相談しながらその取扱いについて進めてまいりたい。」との答弁がありました。

委員から各種団体に対する補助金の資料要求があり、午後二時四十九分に休憩をしました。

午後三時に総括質問を再開し、各種団体への補助金について理事者側から説明を受けました。

十 市長のマニフェストにある「もうける市政」と「ムダゼロ市政」をどのように進めてきたのかただししたのに対し、「ムダゼロということでは、

各種団体への補助金等については、内容を精査して見直しを行った。また、もうける市政については、テクノパーク・ならの企業が利益を上げるのが、市のもうけにつながると考え、企業との連携を深めるための協議を行った。さらに、企業誘致についても努力しているところである。」との答弁がありました。

十一 水道施設の岡中継施設についてただしたのに対し、「一番大切な水のことなので考えていかななくてはいけないが、財政状況を考慮しながら、事業の優先順位などを精査して、必要な部分から予算化していきたいと思っている。」との答弁がありました。

十二 防災倉庫の備蓄品の状況についてただしたのに対し、「非常食については、新年度で増やす予定である。飲料水については無償提供もあり、流通関係企業との協定も結んでいる。」との答弁がありました。

十三 幼稚園、保育所及び小・中学校校舎等の耐震状況についてただしたのに対し、「校舎の耐震化については、昨年で全て完了したが、屋内運動場については、北宇智、野原、宇智小学校は済んでいない。また、賀名生分校の校舎の耐震化はできているが、屋内運動場についてはまだである。幼稚園の園舎の耐震診断は済んでいるが、幼稚園・保育所などの園舎も老朽化しており、少子化の中、市全体の園児数を基に統廃合も視野に入れながら、計画を立てて検討してまいりたい。」との答弁がありました。

十四 幼稚園、保育所及び小学校における防災訓練についてただしたのに対し、「定期的及び不定期的なものを含め年二回は行っている。また、本年二月一日に教職員全員出席の下、防災講演会を開催し、それを踏まえ各学校等で防災マニュアルの見直しを進めている。」との答弁がありました。

十五 新消防庁舎の自家発電設備の稼働時間についてただしたのに対し、「稼働時間は、地下に九五〇リットルの燃料タンクがあり、十七時間稼働する計画をしている。阪神・淡路大震災以降ガソリンスタンドのくみ上げは手動でできるので、燃料がなくなれば補充できるものと考えている。」との答弁がありました。

十六 高齢者の生きがい対策についてただしたのに対し、「災害対応で時間的余裕がなかったため、具体的な対策は進んでいないが、新年度から宅老所等について段階を踏んで進めてまいりたい。」との答弁がありました。

十七 農産物のPRについてただしたのに対し、「市のマスコットキャラクターとPRを行ったり、果物の日本一の産地と連携をとりフルーツサミットなどのイベントを行うなど考えている。」との答弁がありました。

十八 林業の再生と林業従事者の雇用についてただしたのに対し、「今回の災害で、山に保水力がなくなっており、山林の大切さを再認識した。間伐材の利用等を森林組合と協議し、森林の再生に向け、吉野郡全体と連携を取りながら、国や県に対して要望活動を進めてまいりた

い。」との答弁がありました。

十九 市民の声を聴き市政に反映する出張移動市長室についてただしたのに対し、「出席人数に大小いろいろあったが、今まで二十回ほど開催している。市に対しての思いなどを聴けるといいと思うているので、地域に来て話を聴きたい、説明してもらいたい等の要望があればいつでも伺う。」との答弁がありました。

二十 市庁舎前に借金時計を掲げるマニフェストについてただしたのに対し、「設置するには三百万円から五百万円の費用が掛かるため、市のホームページで市民にわかるように借金時計を載せることを考えている。」との答弁がありました。

二十一 ごみの減量化についてただしたのに対し、「御所市・田原本町との事務組合組織の中で考えていかななくてはならないが、市民の意向を把握して進めてまいりたい。」との答弁がありました。

二十二 増加している生活保護費についてただしたのに対し、「社会情勢が悪くなっていることから、独居の方や高齢者の受給者が増加してきている。若年者には就労による生活保護からの脱却を指導している。」との答弁がありました。

二十三 母子家庭の状況調査についてただしたのに対し、「離婚率が高くなっているのが現状で、市としては聞き取り調査を行い、市民課等で確認も行っているが、離婚後の実態までは確認しきれしていない。」との答弁がありました。

二十四 中山間地域等直接支払事業補助金について地元と意見に相違があることについてただしたのに対し、「農林水産省からの事業の適切な執行を求める通達に基づき中山間地域の傾斜地の確認を進める中で、傾斜地の見直しを行い、地元の方に説明も行ったが、納得することなく裁判という話もあり、その後弁護士から通知があったので、市の主張を伝えたところである。」との答弁がありました。

二十五 大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備事業負担金についてただしたのに対し、「本来は最終処分場があるので必要ないが、国の法律の下、万が一のときの処分場として枠を確保するためのものとして一万五千元を負担するものである。」との答弁がありました。

二十六 市営住宅使用料の滞納者についてただしたのに対し、「滞納者に対する使用料の徴収は、職員による督促及び郵送による催告を行い、連帯保証人にも督促状を発送している。悪質な場合は裁判所に調停を申し立て、最終的には強制退去の手段を執っている。」との答弁がありました。

以上、午後四時三十三分に総括質問が終了し、十四日の審査は終了しました。

翌十五日は、午前十時から審査を再開しました。

初めに、一般会計、特別会計及び企業会計における給与費の審査を行い、当局の説明により了承した次第であり、質疑はありませんでした。

次に、一般会計のうち、議会費から総務費についてであります。

一 路線バス運行維持対策費補助金についてただしたのに対し、「奈良県と十津川村と五條市の地域公共交通会議が主体となって運行していた広域通院ラインの制度が変わり、奈良交通株式会社の路線となることから昨年度より約百万円増えているが、補助金に対する国庫補助がある。」との答弁がありました。

二 明るい町づくり対策協議会についてただしたのに対し、「五條市と野迫川村で構成しており、地域の安全に関する各種活動及び地域防犯に関する活動をしている。」との答弁がありました。

三 清掃業務委託料及び住民情報電算処理委託料についてただしたのに対し、「清掃業務委託料については本庁舎、分庁舎、第二分庁舎、自治会館等の清掃業務であり、住民情報電算処理委託料は、株式会社南大阪電子計算センターに委託している。毎年の法改正等によるシステム変更の委託料であるが、今後複数の団体ですることについても検討してまいりたい。」との答弁がありました。

次に、民生費についてであります。

初めに議第九号、五條市乳幼児医療費助成条例の一部改正につきましては、少子化及び子育て支援対策を拡充するため、本条例の題名を五條市子ども医療費助成条例に改め、現行の医療費助成対象に小学校一年生から六年生までの小児の入院を加えるとともに保護者の所得制限を撤廃するため所要の改正を行うもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、施行時期についてただしたのに対し、「福祉医療は八月一日から翌年の七月三十一日の周期で実施していることや、周知期間が必要なため平成二十四年八月一日施行としている。」との答弁がありました。

四 シルバー人材センター補助金についてただしたのに対し、「国の事業仕分けで年々減少している。市としても国の提示額に合わせているが、シルバー人材センターとも協議をしながら進めてまいりたい。」との答弁がありました。

五 社会福祉協議会補助金についてただしたのに対し、「補助金のほとんどが人件費で、市が委託している地域住民のお世話や社会福祉士による地域住民の相談などのほか、デイサービス事業も行っている。」との答弁がありました。

六 公衆浴場高齢者入浴介助委託料及びひとり暮らし老人見守り支援事業委託料についてただしたのに対し、「公衆浴場高齢者入浴介助については、市内の銭湯と委託契約を結び、高齢者の相談、タクシーの手配、入浴の介助等を行っている。また、ひとり暮らし老人見守り支援事業については、独居高齢者に対する配食のサービスを社会福祉協議会に委託して行っている。」との答弁がありました。

七 障害福祉費についてただしたのに対し、「医療費等サービス費が上がってきているが、国の制度改正等による対象者の増加がサービス費の

拡大になっている。」との答弁がありました。

次に、衛生費についてであります。

八 南和広域医療組合負担金の内容についてただしたのに対し、「議会議員、副管理者、監査委員、一般職員の人件費であり、医療組合合計で約八千二百万円である。五條市の負担割合は、そのうちの二九・九五パーセントの二千四百三十九万二千円となる。」等の答弁がありました。

九 (仮称)御所・田原本・五條環境衛生事務組合負担金についてただしたのに対し、「負担金三千三百二十二万四千円の内訳は、施設整備事業計画、施設基本計画、施設基本設計等の事業費及び人件費等であり、組合全体の八千五百六十四万五千円を均等割とごみ処理量割で算定したものである。」との答弁がありました。

委員から、(仮称)御所・田原本・五條環境衛生事務組合負担金の資料の要求があり午前十一時十分に休憩しました。

午前十一時十六分に審査を再開しました。

理事者側から(仮称)御所・田原本・五條環境衛生事務組合の事業費について説明を受けましたが、委員から、「負担金については、五條市が事務組合に加入後、補正予算で計上すべきである。」との意見がありました。

次に、農林業費についてであります。

十 獣害につよい里山づくり事業委託料についてただしたのに対し、「平成二十四年度の新規事業で、野生獣の餌場となっている里山の田畑を緩衝帯で囲む獣害防止事業である。委託業者は入札により決定する予定である。」との答弁がありました。

十一 環境保全型農業直接支払交付金及び薬用作物生産振興促進事業助成金についてただしたのに対し、「環境保全型農業直接支払交付金は、化学肥料や農薬を五割低減し、環境に良い農業を目指している農業者に対する交付金である。また、薬用作物生産振興促進事業助成金については、トウキ栽培をする農家に対して苗の購入費を助成するものである。」との答弁がありました。

次に、商工費についてであります。

十二 地域商業活性化宅配サービス事業助成金についてただしたのに対し、「高齢者や独居者の交通弱者に対する生活必需品の宅配サービス事業であるが、さらに、高齢者の安否確認等ができるようにしてまいりたい。また、まわるくんの事業の補助が今年度でなくなると聞いているので、それに替わる事業として考えている。」との答弁がありました。

十三 吉野川祭り補助金についてただしたのに対し、「市の補助金は一千百万円であるが、一千万円の花火代など吉野川祭りは二千三百万円程度の予算である。自治会等からの寄附金、有料席の収入等がある。」との答弁がありました。委員から、「花火は五條の夏の風物詩として

定着しているので、民間の寄附金の減少を考慮した補助金を支出してもらいたい。」との意見がありました。

十四 五條市観光イメージアップ事業委託料についてただしたのに対し、「緊急雇用創出事業臨時特例基金を利用し、観光振興を図るため、各地で開催されるイベント等でマスコットキャラクターを最大限に利用した観光都市五條をアピールするため、数人を雇用して進めてまいりたい。」との答弁がありました。

十五 五條市商工等活性化事業についてただしたのに対し、「商工会や関係団体が主催するイベントを通じて、市民に地元の産業、企業を知ってもらうことにより、市内での買物推進につなげるための事業である。」との答弁がありました。

昼食のため午後零時三分に休憩をし、午後一時二十九分に審査を再開しました。

次に、土木費についてであります。

十六 システム利用料及び入札システム利用料についてただしたのに対し、「システム利用料は、工事実績情報システムの利用料で、入札システム利用料は、入札を行う際の市内外の業者情報を登録するシステムの利用料である。」との答弁がありました。委員から、「郵便入札から早く電子入札へ切り替えていただきたい。」との意見がありました。

十七 急傾斜地崩壊防止事業負担金についてただしたのに対し、「現在、西吉野地域の大日川、八ツ川、十日市で、奈良県が行っている国庫補助事業で、工事費の五パーセントを市が負担している。」との答弁がありました。委員から、十日市の事業者についてただしたのに対し、「奈良県発注の工事であり、入札する時点で事業者は指名停止になっていなかったので工事完了まで施工すると聞いている。」との答弁がありました。

十八 河川維持修繕工事費についてただしたのに対し、「工事箇所は七河川であり、地元要望や職員のパトロール等で発見した危険箇所の修繕工事費一千万円である。」との答弁がありました。

次に、消防費についてであります。

十九 団員退職報償金についてただしたのに対し、「消防団員が退職時に受け取る退職金であり、規定による四十万円の三十人分である。」との答弁がありました。

次に、教育費についてであります。

二十 スクールバス運行委託料についてただしたのに対し、「西吉野、大塔地区で運行するスクールバスの委託料三千百六十四万円であり、現在西吉野九台、大塔二台のバスで運行している。」との答弁がありました。委員から、「スクールバスを運行している地域と運行していない地域との

格差を早くなくしてもらいたい。」との意見がありました。

二十一 中学校空調設備設置工事費についてただしたのに対し、「五條東中学校の普通教室の空調設備工事である。各学校の空調設備設置については財政状況と優先度を考慮して計画的に予算化してまいりたい。」との答弁がありました。

二十二 文化財保存事業費補助金についてただしたのに対し、「五條市指定文化財である阿陀比売神社のひわだぶきの屋根の修理に係る補助金である。」との答弁がありました。

二十三 伝建事業に伴う修理修景整備補助金及び公開活用施設内部改修工事費についてただしたのに対し、「新町通りの老朽化した建物の修理・修景を行うもので、八戸分である。また、新町通りの辰巳邸が市に寄附されたことにより、五條市出身の花火師の資料や川村たかし氏の児童文学の資料などを展示できるようにするための内装工事費である。」との答弁がありました。

公債費から予備費についての質疑はありませんでした。

午後二時四十九分に休憩し、三時八分に審査を再開して、一般会計歳入について審査をしました。

二十四 衛生手数料の前年度との比較についてただしたのに対し、「ごみ袋値下げによる六百七十三万八千円とし尿手数料で四百五十九万二千円の合計一千百三十三万円の減額である。」との答弁がありました。

二十五 雑入の（仮称）御所・田原本・五條衛生事務組合派遣人件費負担金についてただしたのに対し、「事務組合に人件費を含む負担金を支払い、市から派遣する職員の人件費を市に戻していただくものである。」との答弁がありました。

次に、特別会計についてであります。

国民健康保険特別会計、簡易水道特別会計、下水道事業特別会計について質疑はありませんでした。

次に、墓地事業特別会計についてであります。

二十六 市営墓地の今後についてただしたのに対し、「五條市墓地建設検討委員会で西河内地区の検討を進めていたが、地元理解が得られずに断念した。その後、大和ハウス工業株式会社からの土地を含め候補地の場所や諸条件について検討しているとある。墓地の必要性は十分に理解しているのので、再検証しながら進めてまいりたい。」との答弁がありました。委員から、「高齢者が多い中、だれもお世話になる施設なので早急に進めてもらいたい。」との意見がありました。

次に、議第十一号、五條市介護保険条例の一部改正につきましては、市の介護保険サービスの充実並びに介護保険事業の適正かつ円滑な運営を図るため、介護保険法第一百七十七条の規定により、平成二十四年度から平成二十六年までの第一号被保険者の保険料率を改めるもので、

当局の説明により了承した次第であります。

介護保険特別会計について質疑はありませんでした。

次に、大塔診療所特別会計であります。

二十七 X線撮影システム設置工事費及びX線撮影システム等購入費についてただしたのに対し、「使用期間が経過し、精度的にも落ちている大塔診療所のレントゲンをデジタル式のレントゲンに買い換えるための経費と大塔支所の三階に設置するための工事費である。」との答弁がありました。

農業集落排水事業特別会計、後期高齢者医療特別会計及び企業会計について質疑はありませんでした。

午後四時三分に意見調整のため暫時休憩し、午後四時二十二分に再開しました。

冒頭、二名の委員から、議第二十五号、平成二十四年度五條市一般会計予算議定に対する修正案が提出され、吉田雅範委員から提出の趣旨説明がありました。

その内容は、(仮称)御所・田原本・五條環境衛生事務組合負担金三千三百二十二万四千円は、(仮称)御所・田原本・五條環境衛生事務組合規約が議会において可決されるときに予算計上すべきであり、規約案の提出されていない現段階において当初予算に計上するのは、手順としては時期尚早と考え、修正案を提出するものであり、具体的には、歳出において、(仮称)御所・田原本・五條環境衛生事務組合負担金三千三百二十二万四千円をゼロ修正し、その財源として、十款地方交付税、一項地方交付税、一目地方交付税、一節地方交付税のうち特別交付税十億円を、九億七千八百七十七万六千円に、また、十九款諸収入、四項雑入、一目雑入、六節雑入のうち(仮称)御所・田原本・五條環境衛生事務組合派遣人件費負担金一千二百万円をゼロ修正するもので、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ百七十一億四百七十七万六千円とするものであります。

修正案に対する質疑はありませんでした。

続いて、議第二十五号、平成二十四年度五條市一般会計予算議定に対する修正案を起立による採決の結果、起立少数により否決すべきものと決定いたしました。

引き続き、議第二十五号、平成二十四年度五條市一般会計予算議定について、原案について起立による採決の結果、起立全員により可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第二十六号から議第三十四号までの平成二十四年度各五條市特別会計予算及び水道事業会計並びに予算関連議案の議第九号及び議

第十一号の十一議案を一括して採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の全てが終了したため、審査日程を一日残し、十五日に予算審査特別委員会を閉会しました。
以上、御報告申し上げます。

ありがとうございます。

○議長（益田吉博）報告が終わりました。

ただいまの予算審査特別委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。
質疑を終わります。

議第二十五号、平成二十四年度五條市一般会計予算議定について堀川浩美議員ほか三名から修正の動議が提出されております。

この際、提出者の説明を求めます。四番堀川浩美議員。

〔四番 堀川浩美登壇〕

○四番（堀川浩美）議長から発言の許可をいただきましたので、議第二十五号、平成二十四年度五條市一般会計予算議定について、地方自治法第百十五条の二及び五條市議会会議規則第七十四条の規定により別紙のとおり修正案を提出することにつきまして、私からの提案の趣旨を説明申し上げます。

平成二十四年度一般会計予算の四款衛生費、二項清掃費、二目塵芥処理費、十九節負担金補助及び交付金には（仮称）御所・田原本・五條環境衛生事務組合環境衛生事務組合負担金として三千三百二十四千円が含まれておりますが、これは本来、（仮称）御所・田原本・五條環境衛生事務組合規約が議会において可決されたときに予算計上すべきものであり、規約案の提出されていない現段階においては当初予算に計上するのは手順としては時期尚早であると考えます。

よって、別紙のとおり修正案を提出するものでありますが、具体的にはお手元に配布の修正案のとおり、歳出において四款衛生費、二項清掃費、二目塵芥処理費、十九節負担金補助及び交付金のうち、（仮称）御所・田原本・五條環境衛生事務組合負担金三千三百二十四千円をゼロ修正し、四款衛生費を二十一億七千三百二十八万七千円から二十一億四千六万三千円に改めるものであります。

また、その財源につきましては、十款地方交付税、一項地方交付税、一目地方交付税、一節地方交付税のうち、特別交付税十億円を九億七千八百七十七万六千円に、また十九款諸収入、四項雑入、一目雑入、六節雑入のうち、（仮称）御所・田原本・五條環境衛生事務組合派遣人員費の負担金一千二百万円をゼロ修正し、十款地方交付税は七十五億から七十四億七千八百七十七万六千円に、十九款諸収入は一億六千四百

八十五万九千円から一億五千二百八十五万九千円に改め、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ百七十一億四百七十七万六千円とするものであります。

以上、修正案の趣旨説明を申し上げましたが、各位には御賛同賜りますようお願いいたします。

○議長（益田吉博）提出者の説明が終わりました。

ただいまの修正案に対する質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、初めに山口耕司議員の発言を許します。二番山口耕司議員。

〔二番 山口耕司登壇〕

○二番（山口耕司）ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、私は、予算審査特別委員会において慎重に審査を重ねました委員の一人として平成二十四年度一般会計予算を始め八つの特別会計と水道事業会計予算について原案に賛成の立場から討論を申し上げたいと思いません。

まず、一般会計予算につきましては、市税の減少など一般財源が伸び悩む一方、扶助費などの社会保障関係費が増すなど厳しい状況が続く中で、消防庁舎、し尿処理施設の建設など、合併特例事業の予算を計上しているほか、防災対策事業や子育て支援を始めとする市民の安心・安全な暮らしのための経費など、特に、緊急度や必要性の高い施策を推進する積極的な予算としながらも、平成二十三年度の肉付け後の予算と比較して三億八千八百万円、二・三パーセントの増加にとどまり、基金取崩しのない歳入に見合った予算となっておりません。これは行財政改革の更なる推進を念頭に置き、無駄を排除した効率的で効果的な予算の編成、事業等の徹底した精査と厳しい選択がなされた結果であると受け止めております。

主な事業予算につきましては、台風十二号災害や東日本大震災を教訓とした災害に強いまちづくり、また安心して暮らせるまちづくりを推進するものとして消防庁舎建設のほかに、救急出張所整備や消防団の拡充、地域防災計画の見直しや備蓄用非常食の充実などの防災・防火救命対策に係る予算、そして子供の医療費助成の拡大やゼロ歳児保育の試行に係る経費を始め、福祉・医療の確保と充実を図る予算の計上など、市民の安心を確保する予算編成がなされております。

その他、地域公共交通改善のための事業費、南和地域医療の再生や、ごみ処理の広域化に向けた経費など、市民生活の支えとなる重要な事業に係る予算、中学校空調設備設置事業など教育環境整備のための予算、そして農林業・商工業など地域産業の振興、（仮称）五條の魅力再発見動画コンテストを始めとする文化・観光の振興など、地域の特色や資源を生かした元気なまちづくりを推進する事業など、市長の掲げる「住んでよかったまちづくり」「元気な五條市」の創造に大きな成果をもたらすものと評価するものであります。

次に、特別会計であります。国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療特別会計においては、それぞれの事業が健全かつ円滑に運営され、被保険者の方々が安心して医療等のサービスを受けることができるよう適切に予算措置されておりあります。

大塔診療所特別会計においては、診療所事業を維持・推進し、より良い医療を提供するための予算が編成されております。

また簡易水道、下水道事業などにおいても、それぞれの目的や計画等に従い、適切かつ適正に予算措置されているものと判断いたしました。そして水道事業会計については、良質な水の安定供給を図るため、老朽化施設の更新及び改良、利子を削減するための低金利借換債の予算など適正で評価すべき予算編成であると判断いたしました。

以上、申し上げました理由により各会計予算案に賛成するものであります。議員各位におかれましては、何とぞ御賛同を賜りますようお願いを申し上げます。賛成の討論といたします。

ありがとうございます。

○議長（益田吉博）次に、大谷龍雄議員の発言を許します。十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄）それでは、議長の許可をいただきまして、賛成討論をさせていただきます。十四番大谷龍雄議員。

まず、議第二十五号、平成二十四年度五條市一般会計予算議定についてでございますけれども、山口議員の方から総合的な点で賛成討論をされたわけでありませうけれども、私といたしましても、主なものだけを申し上げまして、賛成討論をさせていただきます。と思います。

私の方から説明する必要もなく、御存じだと思えますけれども、一般会計予算の中には大塔町の災害復旧予算を始めとした子供医療費の小学校卒業までの助成、また希望があってもなかなか入所できないゼロ歳児保育の試行に関する費用、それから市民の皆さん方の命・財産を守るための施設でございます消防施設建設事業費約四億九千万円、それとの関連で広い地域の西吉野の皆さん方の命を守るための西吉野救急出張所整備約四百三十六万円等も予算化されております。また、周辺皆さん方の御理解をいただく努力をしつつ検討されております。し尿処理施設建設事業費約六億八千万円、それと地球温暖化の関係もありまして年々夏の温度が上がってきているわけでありませうけれども、五條東中学校におきましては、学校建設当時から国道二四号沿いに建設されたために、一部三階だけは冷房設備が設置されたわけでありませうけれども、

これを全普通教室に設置するという、優先順位の中での設置料約二千六百二十三万円、それとその他、市民の皆さん方の要望に基づく予算も含まれるわけでありませうけれども、じんかい収集業務委託料につきましても、妥当な予算編成になっております。

詳しく説明しますと、平成二十一年度のじんかい収集業務委託料は九千九百万円でありました。ところが平成二十二年度の委託料は二千九百七十万円も減らした六千九百三十万円しか予算計上しておらなかったために、責任あるごみ収集ができないかということで、議会として元の予算に戻すように附帯決議を挙げましたところ、その後補正で二千九百七十万円を提出されまして、可決され、元の九千九百万円に戻ったわけでありませうけれども、そんな中で、平成二十三年度のじんかい収集業務委託料を見ますと、一遍にたくさん増えて、一億一千九百万円挙がっておったわけでありませうけれども、この予算の審査の説明の中で、西阿田や西吉野の直収のごみの収集を民間業者に委託する分も含んでおるから増えているという説明であったわけでありませうけれども、それ以後の進捗状況を見てみますと、直収の部分は民間業者に委託されないままになっておって、その中で五條市のごみ収集二業者に対して、ごみ収集業務の増加をしておらないにもかかわらず、二業者に約五百三十万円、委託料の増額として執行するんだということであつたわけでありませうけれども、これについても、議員、議会からごみ収集の業務を増やしていないのに委託料だけを増やすのは適切でないということの意見が挙げられたわけでありませうけれども、これにつきましては、執行が進んでおります。しかし平成二十四年度のじんかい収集業務委託料を見てみますと、太田市長の予算編成の下では元の九千九百万円に戻すという予算編成の下で、予算が挙げられているわけでありませう。ただ額は一億一千三百万円でありませうけれども、二業者に払う九千九百万円以外の増額は当初の予定でありました西吉野・阿田方面への直収を民間業者に委託するというような予算を今回は併せて挙げておりますので、額としては増えておりますけれども、二業者に対する委託料は元のままの九千九百万円に戻したという予算になっております。

以上、等々見てみますと、やはり市民の皆さん方の命と財産を守る、また五條市の行政として市民の皆さん方に果たさなければならぬ責任ある予算編成になっているのではないかと思います。ただ、修正案が提出されておる（仮称）御所・田原本・五條環境衛生事務組合負担金三千三百二十二万円につきましては、指摘されておりますように、まだ五條市は御所・田原本環境衛生事務組合には加入をするという議会の議決の下に、加入はしております。しかし議員の選出もこれからでありますし、提出された議案に基づく規約の変更についてもこれからであるわけでありませうけれども、今回の三千三百二十二万円の予算の中身を明らかにしますと、予算委員会でも明らかにされましたように、人件費、それとごみ処理場の計画調査費、そして事務費として三千三百二十二万円となっておるわけでありませうけれども、この計算の歳出は言われておりますように、まだ規約変更前の御所・田原本環境衛生事務組合の負担割合、つまり建設費等については、費用のうちの一〇パーセン

トは均等割、九〇パーセントはごみ処理量に応じて割るということになっておりますけれども、しかしこの件につきましては、これから組合議員が選出されて議事による議案が開かれて、規約が決定されて現在の御所・田原本の規約とは負担割合が違う規約になった場合は、それ以後の補正予算で調整はできるわけでありますから、だからやはり規約決定前の予算計上ではありますけれども、大事業を進める上においては、急がなければならぬという点もございまして、急ぎ過ぎたという面はあっても、後で修正はできますから、必要な予算計上ではなかったかなと思います。

そして、これからの事業の進捗を明らかにしますと、答弁でもありましたように、ただいま議案に挙がっております三千三百二十二万円の件につきましては、平成二十四年と二十五年、二箇年に掛けて進めていかなければならない予算です。そして建設費を挙げてその承認された下で、建設を進めていくわけでありますけれども、建設につきましては、平成二十六年、二十七年、そして二十八年にも掛かると言われております。これを合計しますと、今急ぎすぎた予算計上でありませぬけれども、二十四年、二十五年、二十六年、二十七年、二十八年と、五年掛からなければ、ごみ焼却施設の建物が見えてこないわけですね。だからこれほど年数の掛かる大事業であるわけでありませぬから、そういったことを考えて、市民の皆さん方に一日たりとも途切れないごみ収集をしていくためにも、今回の早過ぎた予算措置でありますけれども、必要ではなかったかというふうに考える次第でございませぬ。

そして、五條市としては、ごみ処理の広域化は初めての経験でありますけれども、御存じのように吉野郡では広域化の組合は、二つの組合が十数年前からスタートしているいろんな経験も実績済みであるわけでありませぬから、そういったことも参考にするならば、御所・田原本環境衛生事務組合へ加入してこれから市民の皆さん方への責任を果たしていくということもやはり頑張ればできないことではないと私は判断しているところでございませぬ。

以上の理由をもちまして、一般会計につきましては賛成をさせていただきます。

そのほか、上程されております議案第九号から議案第三十四号までにおきましても、基本的に賛成をさせていただきますけれども、国民健康保険会計議案や介護保険会計議案、また後期高齢者医療会計議案につきましては、やはり高齢者、低所得者の皆さん方にも大変負担が大きくなっておりますので、国への法律改正も求めながら、また改善に向けて取り組まれていくように申し上げまして、基本的には先ほどの予算審査特別委員長から報告がありました全議案についての賛成をさせていただきます次第であります。

○議長（益田吉博）以上で討論を終結いたします。

これより本案を議案ことに採決いたします。

初めに、議第九号、五條市乳幼児医療費助成条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する予算審査特別委員会委員長報告は、可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（益田吉博）次に、議第十一号、五條市介護保険条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する予算審査特別委員会委員長報告は、可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（益田吉博）次に、議第二十五号、五條市一般会計予算議定に対するただいま堀川浩美議員ほか三名から提出されました修正案について採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

お諮りいたします。本修正案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（益田吉博）起立少数であります。

よって修正案は否決されました。

○議長（益田吉博）次に、原案について採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（益田吉博）起立多数であります。

よって、議第二十五号、平成二十四年度五條市一般会計予算議定については、原案のとおり可決されました。

○議長（益田吉博）次に、議第二十六号、平成二十四年度五條市国民健康保険特別会計予算議定についてを採決いたします。

本案に対する予算審査特別委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（益田吉博）次に、議第二十七号、平成二十四年度五條市簡易水道特別会計予算議定についてを採決いたします。

本案に対する予算審査特別委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（益田吉博）次に、議第二十八号、平成二十四年度五條市下水道事業特別会計予算議定についてを採決いたします。

本案に対する予算審査特別委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（益田吉博）次に、議第二十九号、平成二十四年度五條市墓地事業特別会計予算議定についてを採決いたします。

本案に対する予算審査特別委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（益田吉博）次に、議第三十号、平成二十四年度五條市介護保険特別会計予算議定についてを採決いたします。

本案に対する予算審査特別委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（益田吉博）次に、議第三十一号、平成二十四年度五條市大塔診療所特別会計予算議定についてを採決いたします。

本案に対する予算審査特別委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（益田吉博）次に、議第三十二号、平成二十四年度五條市農業集落排水事業特別会計予算議定についてを採決いたします。

本案に対する予算審査特別委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（益田吉博） 次に、議第三十三号、平成二十四年度五條市後期高齢者医療特別会計予算議定についてを採決いたします。

本案に対する予算審査特別委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（益田吉博） 次に、議第三十四号、平成二十四年度五條市水道事業会計予算議定についてを採決いたします。

本案に対する予算審査特別委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（益田吉博） トイレ休憩のため十二時まで休憩いたします。

午前十一時五十四分休憩に入る

午後零時零分再開

○議長（益田吉博） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（益田吉博） 日程第四、同第一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬） 同第一号、五條市公平委員会委員の選任について。

○議長（益田吉博）提案理由の説明を求めます。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）ただいま上程いただきました同第一号、五條市公平委員会委員の選任についての提案理由の説明を申し上げます。公平委員のうち、下村房夫委員の任期が本年三月三十一日をもって満了するため、その後任の委員を選任するに当たり議会の同意を求めます。

お手元にお配りさせていただきました資料にありますように、下村房夫氏の再任をお願いするものであります。

同氏には、平成二十年四月から公平委員をお願いしているところであり、その間、鋭意、委員として御活躍いただいているところでありま

す。また、人格が高潔で、地方自治の本旨にも理解があり、人事行政に関し識見を有する人であります。

議員各位の御賛同を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（益田吉博）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意されました。

○議長（益田吉博）次に日程第五、同第二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）同第二号、五條市固定資産評価審査委員会委員の選任について。

○議長（益田吉博）提案理由の説明を求めます。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）ただいま上程をいただきました同第二号、五條市固定資産評価審査委員会委員の選任について提案理由の説明を申し上げます。

現固定資産評価審査委員会委員である中田義一委員、藤本彰委員、乾 利昭委員の任期が本年三月三十一日をもって満了するため、その後任に、間林耕司氏、木村文夫氏、東 康朝氏の選任同意をお願いするものであります。

間林耕司氏は司法書士、木村文夫氏は税理士、また東 康朝氏は一級建築士であり、いずれの方もそれぞれの専門分野に精通されており、識見はもとより、地価の動向、家屋の構造についても精通する方々であります。

また、それぞれに信望が厚く、公平かつ公正、的確な判断を必要とする固定資産評価審査委員会委員として適任であると考えます。

議員各位の御賛同を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（益田吉博）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意されました。

○議長（益田吉博） 次に日程第六、選第二号、これより五條市選挙管理委員会の委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては地方自治法第百十八条第二項の規定により指名推選の方法により行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博） 御異議なしと認めます。

よって選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りいたします。指名につきましては、あらかじめ御協議いただいておりますので、議長から指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博） 御異議なしと認めます。

よって議長から指名いたします。

五條市選挙管理委員会の委員に芳田秀樹氏、熊代敬三氏、古林良平氏、瓦谷啓次氏を、同補充員に宮倉靖幸氏、馬場高史氏、中 秀光氏、和所佐保子氏を指名いたします。

なお、地方自治法第百八十二条第三項の規定により補充員の順序は、ただいま指名いたしました順位にいたしたいと思います。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました方々を五條市選挙管理委員会の委員及び同補充員に当選人とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博） 御異議なしと認めます。よってただいま指名いたしました方々が五條市選挙管理委員会の委員及び同補充員に当選されまし

た。

五條市議会会議規則第三十二条第二項の規定により、告知は文書をもつていたします。

○議長（益田吉博）次に日程第七、発議第一号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（乾 旬）発議第一号、五條市議会委員会条例の一部改正について。

五條市議会委員会条例の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月二十三日提出

提出者 五條市議会議会運営委員会

委員長 山 田 澄 雄

○議長（益田吉博）提案の趣旨説明を求めます。議会運営委員会山田澄雄委員長。

〔議会運営委員長 山田澄雄登壇〕

○議会運営委員長（山田澄雄）ただいま上程されました発議第一号、五條市議会委員会条例の一部改正について、私から提案の趣旨説明を申し上げます。

改正の趣旨は、本年四月一日からの機構改革により、五條市行政組織の一部が改正されるため、総務文教常任委員会と厚生建設常任委員会における所管の一部を、別紙議案書のとおり改正しようとするものであります。

なお、改正後の規定については、五條市行政組織条例の一部を改正する条例の施行の日、すなわち平成二十四年四月一日から施行するものであります。

また、委員会条例の一部改正に伴い、改正前の常任委員会と改正後の常任委員会の同一性が問題となりますので、委員長等の選任及び継続審査等について、経過措置を設けています。

以上、提案の趣旨説明といたしますが、各位にはよろしく御賛同賜りますようお願いいたします。

○議長（益田吉博）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本件につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本件は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決されました。

○議長（益田吉博）次に日程第八、発議第二号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（乾 旬）発議第二号、基礎自治体への円滑な権限移譲に向けた支援策の充実を求める意見書について。

標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第一項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成二十四年三月二十三日提出

提出者 五條市議会議員 山口耕司

賛成者 五條市議会議員 山田澄雄

〃 池上輝雄

〃 堀川浩美

〃 福塚実

○議長（益田吉博）提案の趣旨説明を求めます。二番山口耕司議員。

〔二番 山口耕司登壇〕

○二番（山口耕司）ただいま上程されました発議第二号、基礎自治体への円滑な権限移譲に向けた支援策の充実を求める意見書について、議長から発言のお許しを得ましたので、案を朗読して提案の趣旨説明に代えさせていただきます。

基礎自治体への円滑な権限移譲に向けた支援策の充実を求める意見書（案）

国が地方自治体の仕事を様々な基準で細かく縛る「義務付け・枠付け」の見直しや、都道府県から市町村への権限移譲を進めるための地域主権「一括法」の第一次・第二次一括法が、昨年の通常国会で成立しました。

二百九十一項目にわたる第三次見直しも昨年末に閣議決定され、本年の通常国会に提出される見通しとなっています。

一方、自主財源の乏しい地方自治体は、人件費の抑制、事務事業の抜本的な見直しによる歳出削減など、徹底した行財政改革を進めてきていますが、財源の多くを国によって定められた行政水準の確保に費やさざるを得ないなど、更に厳しい財政運営を強いられています。

地方自治体は、農林水産業の振興や地域経済の活性化、少子・高齢社会、高度情報化への対応、防災対策や各種社会資本整備など重要な課題を有し、これらの財政需要に対応し得る地方財政基盤の充実・強化が急務となっています。

地域主権改革は、地域住民が自ら考え、その行動と選択に責任を負うという住民主体の発想に基づく改革を目指すものであり、明治以来の中央集権体質からの脱却、国と地方が対等の立場で対話ができる関係への根本的な転換を進めていくものでなければなりません。

よって、政府におかれては、基礎自治体への円滑な権限移譲に向けた支援策の充実を図るため、下記事項を速やかに実施されるよう強く要望します。

記

一 政府においては、権限移譲に伴い必要となる財源措置を確実に行うこと。

また、移譲時に必要となる電算システム整備など臨時的経費についても確実に財源措置を行うこと。

二 都道府県から基礎自治体への権限移譲においては、事務引継ぎ、研修、職員派遣、都道府県・市町村間の推進体制の構築など、基礎自治体への権限移譲が円滑に進められるよう、政府は、移譲の時期、具体的な財源措置など必要な事項について地方側に十分な情報提供を行う

こと。

三 厳しい行財政環境や超高齢化の進行の中で、移譲される権限の内容によっては、人員体制も含め、各市町村単独でも権限移譲に課題を抱える地域もあるものと予想されることから、広域連合の設立手続の簡素化なども含め、市町村が共同で柔軟に権限を行使できる仕組みを整備し、地域の実情に応じた効率的な権限移譲が行われるようにすること。

四 地方の自主性・裁量性を拡大し、地方の特性に応じて事務が行えるよう、一層の「義務付け・枠付け」の見直しを行うとともに、今後の見直しに当たっては、「国と地方の協議の場」等において地方との十分な協議を行うこと。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出します。

平成二十四年三月二十三日

五 條 市 議 会

議員各位には何とぞ御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。
ありがとうございました。

○議長（益田吉博）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本件につきましては、討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本件は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本件を採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり可決し、意見書を提出することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（益田吉博）起立全員であります。

よって本件は原案のとおり可決し、意見書を提出することに決しました。
なお、意見書の取扱いにつきましては、議長に御一任願います。

○議長（益田吉博）この際、お諮りいたします。

各常任委員会委員長並びに議会運営委員会委員長から、会議規則第九十八条の規定により、お手元に配布いたしております閉会中継続調査申出一覧表のとおり、閉会中の継続調査申出書が提出されております。

各委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって申出どおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

○議長（益田吉博）以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。本定例会の会期は二十六日までとなっておりますが、議事が全部終了いたしましたので、本日これをもって閉会いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本定例会は本日これをもって閉会することに決しました。

○議長（益田吉博）閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、平成二十四年度各会計予算を始め重要案件の審議に終始御熱心に御精励賜り、厚く御礼を申し上げます。
理事者側各位には事務事業の執行に際し、本会議各常任委員会及び予算審査特別委員会における議員各位の御意見、御提言を十分に尊重さ

れ、市政の一層の向上を目指して、御精励くださいますようお願い申し上げます。閉会の挨拶といたします。

市長から閉会の御挨拶があります。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）平成二十四年第一回定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

去る、三月五日に開会されましたこのたびの定例市議会におきましては、平成二十四年度一般会計予算案を始め多数の重要案件につきまして、長期間にわたり慎重な御審議を賜り、一部を除き可決、承認をいただきました。

また、公平委員会委員を始め固定資産評価審査委員会委員の選任同意を得まして、本日ここに閉会の運びに至りましたことは、市政のために誠に御同慶にたえないところであります。

ここに成立をみました平成二十四年度予算につきましては、適正かつ円滑な執行に努めてまいりますことはもとより、会期中に議員各位から賜りました貴重な御意見や御提言につきましては、これを尊重いたしました。今後の市政運営に十分反映をさせていただく所存であります。

ようやく春めいてまいりましたが、どうか議員各位におかれましては、健康には十分御留意をいただきまして、今後とも市政発展と市民の幸せのために一層の御尽力を賜りますことをお願い申し上げます。閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（益田吉博）これもちまして、平成二十四年五條市議会第一回三月定例会を閉会いたします。

午後零時二十分閉会

本会議録の正当なることを証明するためにここに署名する。

議会議長 益田吉博

署名議員 田原清孝

署名議員 福塚実

署名議員
山口耕司